

研究開発促進税制の拡充

アクションプラン

現行の増加試験研究税制について、試験研究費全体の一定割合を税額控除できる制度を創設。併せて、大学・国立試験研究機関等との共同研究やオーファンドラッグ等に係る試験研究についても、一定の配慮が必要。
(平成15年度～)

研究開発用資産の即時償却制度を創設。

(平成15年度～)

これまでの進捗状況

平成15年度税制改正で、従来の増加試験研究税制との選択制で、試験研究費総額の8～10%の控除率(試験研究費の売上金額に対する割合に応じ控除率を設定。なお、3年間の時限措置として控除率10～12%)で税額控除する制度を新たに創設。

「産学官連携の共同研究等」や「中小企業」については、試験研究費総額の12%相当額(3年間の時限措置として控除率15%)を税額控除。

上記2つの試験研究費関連の税額控除については、法人税額全体の20%相当額を限度とし、その超過額については、次年度に限り、繰越控除を認める制度を新たに創設。

今後の課題・対応方針

オーファンドラッグ等(対象患者数が5万人に満たない医薬品等であって、医療上の必要性や開発の可能性が高いもの)に関する税制上の優遇措置について、平成15年度の税制改正の影響なども踏まえながら、さらに検討。